

滝沢市排水設備設置事業補助金について

I 補助対象

No

申請者

チェック欄

1 補助対象の区域	下水道の処理区域内であること。	工事店	滝沢市
	(注) 区域外流入は対象外。		
2 補助対象の建築用途	次のいずれかの住宅等であること。		
	○一戸建ての住宅		
	○共同住宅、長屋		
	○延べ床面積の1/2以上が住宅である兼用住宅		
3 補助対象者	次のすべてに該当すること。		
	○住宅等の所有者又は賃借人で所有者から承諾を得た者。		
	○個人であること。		
	○新築でない既存の住宅等であること。		
	○現在下水道に接続していないこと。		
	○過去に当該申請をしたことがないこと。		
	○世帯の最新の市民税所得割課税額が8万円以下であること。		OK
	○市税を滞納していないこと。		OK
4 補助対象工事	○下水道受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していないこと。		OK
	次のすべてに該当すること。		
	○下水道本管工事が完了した年度の翌年度までに行う工事であること。		
	○既存のくみ取便所又は浄化槽を廃止し、下水道に接続するために行う屋外排水設備工事であること。		
	(注1) 増築により新設される排水設備は対象外。		
	(注2) 雑排水のみの工事は対象外。		
(注3) 補助金交付決定前に着手したときは、対象外。			
5 補助金額(限度額)	屋外排水設備の工事延長(10cm未満切り捨て)に1m当たり5千円を乗じた額とする。ただし1千円未満は切り捨てる。		
	(注1) 10万円を限度とする。		
	(注2) 補助金額は補助対象工事以外には使用できない。		

Ⅱ 手続き

チェック欄

		工事店	滝沢市
1 申請受付日	広報、ホームページ等でお知らせする。		
2 補助金交付申請	補助金交付申請書（様式1号）に次の書類を添付して提出すること。		
	○補助対象工事に係る設計図書		
	○補助対象工事に係る見積書（様式は自由）		
	○排水設備計画工事確認申請書又はその写し		
	○申請者の納税証明書（滞納のない証明書）		
	○暴力団排除及び補助金等の交付条件に関する誓約書及び同意書		
	○兼用住宅は用途別の求積図		
	○賃借人は所有者の承諾書		
	（注）申請者は手続きの一切を指定工事店へ原則として委任すること。		
3 補助金交付決定	審査終了後補助金交付決定通知書及び排水設備計画工事確認済書を連絡ボックスへ入れる。		
4 工事着手	交付決定後に着手すること。		
5 補助事業の変更	補助事業を変更、中止若しくは廃止するときは、変更等承認申請書（様式4号）に変更に係る書類を添付して提出すること。		
	（注）補助金交付要綱第8条第1項の「軽微なもの」とは補助金額の変更を伴わない変更をいう。不明なときは問合せすること。		
6 実績報告書	工事完了後20日以内又は2月末日の早い日までに実績報告書（様式7号）に次の書類を添付して提出すること。		
	○補助対象工事に係る竣工図		
	○排水設備工事完了届又はその写し		
	○補助金請求書（様式8号）		
	（注1）提出期限を過ぎたときは、補助金を受けることができなくなるときがある。		
7 完了検査	排水設備の完了検査と同時に行う。		
8 補助金の交付	完了検査終了後補助金を支払う。		